

平成15年度公共用水域水質測定結果（報告データ）における定量下限値の状況

（表の数字は都道府県数）

		基準値の1/10 以下	基準値の1/10 より大きく 1/2以下	基準値の1/2よ り大きく基準 値未満	基準値と等し い
健康項目	カドミウム	33	14	0	0
	鉛	4	40	2	1
	六価クロム	4	34	8	1
	砒素	8	39	0	0
	ジクロロメタン	46	0	0	1
	四塩化炭素	37	6	0	4
	1,2-ジクロロエタン	41	2	0	4
	1,1-ジクロロエチレン	46	0	0	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	46	0	0	1
	1,1,1-トリクロロエタン	46	0	0	1
	1,1,2-トリクロロエタン	42	3	0	2
	トリクロロエチレン	46	0	0	1
	テトラクロロエチレン	45	1	0	1
	1,3-ジクロロプロパン	39	6	0	2
	チウラム	42	4	0	1
	シマジン	41	5	0	1
	チオベンカルブ	46	0	0	1
	ベンゼン	46	0	0	1
	セレン	7	39	0	1
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	39	0	0	0
	ふっ素	20	24	0	0
	ほう素	43	1	0	0
要監視項目	クロホルム	34	0	0	0
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	30	1	0	0
	1,2-ジクロロプロパン	32	0	0	0
	p-ジクロロベンゼン	33	0	0	0
	イソキサチオン	31	1	0	0
	ダイジノン	32	1	0	0
	フェントチオン	32	2	0	0
	イソプロチオン	34	0	0	0
	オキシ銅	32	0	0	0
	クロタロニル	33	0	0	0
	プロピザミド	30	1	1	0
	EPN	34	4	0	0
	ジクロルボス	8	25	0	0
	フェノカルブ	32	0	0	0
	イプロベンホス	32	1	0	0
	トルエン	33	0	0	0
	キシレン	32	1	0	0
	フタル酸ジエチルヘキシル	28	2	0	0
	トリブテン	19	6	4	1

平成15年度公共用水域水質測定結果の報告データ（検体値）に含まれていた報告下限値を都道府県別に整理し、4つのカテゴリに分類した。
複数の報告下限値がある都道府県については、最大値を代表値とした。

平成5年3月29日付け環水規第51号において報告下限値が定められている全シアン、総水銀、アルキル水銀、PCB、および指針値が平成15年4月時点で定められていなかったクロロニトロフェン、ニッケル、アンチモンは省略した。